

平成21年4月28日

各 位

会 社 名 大 豊 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 清 八
コ ー ド 番 号 6 4 7 0 （ 東 証 ・ 名 証 第 一 部 ）
問 合 わ せ 先 総 務 部 長 島 崎 敬 一
電 話 番 号 （ 0 5 6 5 ） 2 8 - 2 2 2 5 （ 代 表 ）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月28日開催の取締役会において、平成21年6月18日開催予定の当社第103回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更についての承認を求める議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第8条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月18日（木曜日）
定款変更の効力発生日 平成21年6月18日（木曜日）

以 上

<新旧対照表>

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第7条 (省略) (株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>2 当社は、前項の規定にかかわらず、 単元未満株式に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規則に定めるところに ついてはこの限りでない。</u></p> <p>第9条 (省略) (株式取扱規則) 第10条 当社が発行する株券の種類および 株主名簿、株券喪失登録簿および新株予 約権原簿への記載または記録、単元未満 株式の買取り、その他株式または新株予 約権に関する手続きならびに手数料につ いては、取締役会の定める株式取扱規則 による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって選定する。 3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含 む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および 新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事 務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券 喪失登録簿および新株予約権原簿への記 載または記録、単元未満株式の買取り、 その他株式ならびに新株予約権に関する 事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会 社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株 主名簿に記載または記録された株主（実 質株主を含む。以下同じ。）をもって、そ の事業年度に関する定時株主総会におい て権利を行使することができる株主とす る。 2 (省略)</p> <p>第13条～第44条 (省略)</p>	<p>第1条～第7条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第8条 (現行どおり) (株式取扱規則) 第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記 載または記録、単元未満株式の買取り、そ の他株式または新株予約権に関する手続 きならびに手数料、株主の権利行使に際し ての<u>手続き等</u>については、<u>法令または定款 に定めるもののほか</u>、取締役会の定める株 式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって選定し、公 告する。 3 (削除)</p> <p>(基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株 主名簿に記載または記録された株主を もって、その事業年度に関する定時株主 総会において権利を行使することがで きる株主とする。 2 (現行どおり)</p> <p>第12条～第43条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>附則</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>